

平成23年12月第3回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成23年12月14日第3回互理町議会定例会は、互理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番 鈴木洋子	2 番 高野孝一
3 番 熊田芳子	4 番 小野一雄
5 番 佐藤正司	6 番 安藤美重子
7 番 百井いと子	8 番 鈴木高行
9 番 鈴木邦昭	10番 渡邊健一
11番 四宮規彦	12番 高野進
13番 熊澤勇	14番 佐藤アヤ
15番 島田金一	16番 鞠子幸則
17番 佐藤実	18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
震 災 復 興 推 進 課 長	高 橋 伸 幸	税 務 課 長	日 下 初 夫
保 健 福 祉 課 長	阿 部 清 茂	町 民 生 活 課 長	安 喰 和 子
産 業 環 境 課 長		上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄
兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	東 常 太 郎	会 計 課 長	齋 藤 良 一
都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男	生 涯 学 習 課 長	佐 々 木 利 久
教 育 長	岩 城 敏 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 庄 市
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫		
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	桜 井 直 規		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 議案第 59 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 60 号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 61 号 平成 23 年東日本大震災による災害被害者に対する亶理町町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 62 号 スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第 6 議案第 63 号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 64 号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 65 号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 66 号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 67 号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 68 号 公の施設における指定管理者の指定について
(以上 6 件一括議題)
- 日程第 12 議案第 69 号 平成 23 年度亶理町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 13 議案第 70 号 平成 23 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 14 議案第 71 号 平成 23 年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 15 議案第 72 号 平成 23 年度亶理町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 73 号 平成 23 年度亶理町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 議案第 74 号 亶理町震災復興計画について
- 日程第 18 議案第 75 号 工事請負契約の締結について (平成 23 年度 2

3 都災第 2 9 5 3 号荒浜雨水ポンプ場機械設備災害復旧工事)

日程第 1 9 議案第 7 6 号 工事請負契約の締結について (平成 2 3 年度 2 3 都災第 2 9 5 3 号荒浜雨水ポンプ場電気設備災害復旧工事)

(以上 2 件一括議題)

日程第 2 0 議案第 7 7 号 平成 2 3 年度亘理町一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第 2 1 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前 9 時 5 9 分 開議

議長 (安細隆之君) 会議が始まる前に、議員各位にご連絡をいたします。

本日の会議は広報取材のため、町執行部から傍聴席での写真撮影の申し出を許可しておりますので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長 (安細隆之君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、11 番 四宮規彦議員、12 番 高野 進議員を指名いたします。

諸般の報告

議長 (安細隆之君) 次に、諸般の報告をいたします。

第 1、大震災復興支援特別委員会からの付託案件審査についての報告が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第 2、各常任委員会、議会運営委員会並びに議会広報調査特別委員会からの閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 59 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第 2、議案第 59 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案第 59 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例につきましては、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害福祉施策を見直すまでの間、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成 22 年 12 月 20 日に公布されたことに伴いまして、障害者自立支援法の一部改正につきまして、1 件は、第 1 条に関しては平成 23 年 10 月 1 日から施行ということと、第 2 条の改正においては平成 24 年 4 月 1 日から施行ということで、それらの関係の条文の関係の改正を行うものでございまして、新旧対照表、別に資料がございまして、そちらをごらんいただきたいと思います。

右側が現行で、改正案が左側になります。今回の第 1 条の改正につきましては、参考対照表の資料 1 ページでございまして、第 10 条の 2 の介護補償に関しての第 2 項でございまして、ここの第 2 項の障害者自立支援法、現行では「第 5 条第 12 項」が 1 号加わることによりまして「第 5 条第 13 項」に行を繰り上げるということでございます。それに伴いまして、括弧書きの現行で「同条第 6 項」が「同条第 7 項」に繰り上がるという改正が、第 1 条の条文でございます。

次に、新旧対照表の 2 ページで、今第 1 条でご説明した内容について、また 24 年 4 月 1 日から正式に法が施行されることによりまして、この法律が、障害者自立支援法の法律が 1 条削除、第 2 項の 1 条を削除されることによりまして、現行、今改正した内容が第 2 項において「第 5 条第 13 項」ということで今改正させていただくわけですが、また改正案では「第 5 条第 12 号」にまた戻すというふうな改正内容でございます。

この附則につきましては、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行するという点でもあり、障害者自立支援法の施行に伴って谷間のないサービスをするということでございますので、よろしくお願いいたします。

説明については以上でございますので、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 条例改正との絡みで、障害者自立支援法はどのような点が主に改正されたのか、主なものでいいですから説明してください。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今回の条例に関しては、本条の条例の中では介護保障関係で、法律では第5条の第4項に同行援護ということで、視覚障害者等で移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時に当該障害者等に同行し、または移動に必要な情報を提供するとか、そういうものが今度便宜に図られるというふうな内容が、私の方での内容でございます。

そのほかに、あと来年の4月からにおいては、児童デイサービスについての取り扱い方が基本的に若干の変更があるという内容でございました。

以上でございます。

議長（安細隆之君） そのほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 60 号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第 3、議案第 60 号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 60 号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

今回の改正は、法律の名称が企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法第 20 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う改正でございます。

亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては、別紙の新旧対照表により説明を申し上げますので、3 ページをお願いいたします。

第 2 条は、固定資産税の免除について規定してございます。内容については、同意集積区域内において、事業立地促進法第 5 条第 5 項、これは主務大臣、総務大臣でございますが、その大臣の基本計画に対する同意についての内容を規定してございます。この規定による産業集積の形成、または産業集積の活性化に関する基本計画の同意の日から起算して 5 年を経過する日までの期間において、法令及び省令で規定する施設及び業種については、3 カ年年度に限り固定資産税を免除する規定でございます。

今回の改正は、総務省令第 3 条第 1 号の改正に伴い、条文中の基本計画の同意の日が現行の「平成 23 年 3 月 31 日までに行われたものに限る」となっているものを 2

カ年間延長して「平成25年3月31日までに行われたものに限る」、このように改める内容でございます。

議案書の1ページに戻りまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

以上で議案第60号について説明を終わります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この条例改正に関連して、この場の本会議で説明できれば説明してほしいんですけども、今の企業誘致の状況がどうなっているのか、述べられる範囲でいいですから述べてください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 現時点での状況でございますけれども、町はもちろん県もそうなんですけれども、県のほうでもって数件の希望者の方から現地の説明等々を行っておる状況でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） そのほかに質疑はございませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 固定資産税の課税免除に関してなんですけれども、平成25年3月31日までに改めるといふ、これの所有月日は同じ年の1月1日が基準になりますか。平成25年1月1日現在所有に対しての固定資産税の免除なのか、翌年の平成26年1月1日現時点でのことになりますか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） お答えを申し上げます。

まず、固定資産税の課税は、1月1日現在の課税でございます。だから、平成24年度課税であれば平成24年1月1日ということになります。この改正は、あくまでも同意の日と。同意の日から5年以内ということでございますので、必ずしもこの固定資産の課税の1月1日とは限りません。同意の日から5年以内にあったものどこのような解釈になります。

以上でございます。

議長（安細隆之君） そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第61号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する亶理町町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第61号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する亶理町町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第61号についてご説明申し上げます。

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する亶理町町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例ということで、今回改正する理由は震災による収入の減少に伴います国民健康保険税の減免に関する条文につきまして、国の財政支援基準に合わせより明確にするため改正を行うものでございます。

6月の定例会におきまして、町税等の減免条例、この条例の関係で、その中に国民健康保険税についても盛り込まさせていただいておりました。新旧対照表にあり

ますように、読みかえ規定ということで内容をまとめたところでございます。しかしながら、財政支援の補助申請に当たりまして宮城県の方の指導をいただいたところ、読みかえでは10分の3の減少額の判断におきまして所得によってなされることになるということで、国の財政支援の基準にあります収入の額を判定基準とすることに読みかえはできないのではないかとのご指導を受けたことから、今回明文化して改正するものでございます。

これまでの内容であります前年の所得が1,000万円以上になる方は対象にならないこと、それから上場株式等に係る改定所得、それから長期譲渡所得、短期譲渡所得、株の譲渡所得、先物取引に係る雑所得などで400万円を超える場合についても該当しない内容については、従前のおり同じ内容となっております。

さらに、前年の合計所得金額によります減免の割合についても、これまでの内容と同じ内容となっております。

それでは、改正の方の明文化した条文を読み上げさせていただきます。議案書の2ページの方をごらんいただきたいと思います。

平成23年度東日本大震災による災害被害者に対する亘理町町税等の減免に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

災害により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下本条において「事業収入等」という。）の減少額が、前年における当該事業収入等の額の合計額の10分の3以上である者、前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額、これにつきましては所得控除という内容で載っておりまして、医療費控除とか社会保険料控除があるわけなんです、それを除いたその前の金額ということでの考えでございます。総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額、これが先ほど申し上げた上場株式等に係る配当所得、それから長期譲渡所得等の所得の金額になります。法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額の合計額、これが基礎控除の33万円を引く前の金額ということになります。の合計額が、1000万円を超える者及び事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える者を除く、に対しては、次の表の左欄に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げ減免の割合を乗じて得た額

を当該国民健康保険税額から減免するものとする。ただし、事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、当該国民健康保険税額の全額を免除するものとする、ということで下の方の表に前年の合計所得金額と減免の割合を記載してございます。

それで、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成22年度分の納期未到来分及び平成23年度分の国民健康保険税について適用するというもので、6月に制定をさせていただいた条例の施行日と同じようになってございます。

それから、今回のこの減免の関係の収入の減少に伴う減免につきましては、30件申請が出ており該当してございます。その減免額につきましては、727万7,300円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 国民健康保険税の特別調整交付金及び国民健康保険の災害臨時特例補助金の国の算定基準、具体的にはどういう算定基準、これ以外だと思わんですけれども、もう少しあると思うんですけれども、算定基準はどういう算定基準なのか説明してください。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 国の方から通知が来ております東日本大震災による市町村保険者の国民健康保険税の減免に関する特別調整交付金及び国民健康保険災害臨時特例補助金の算定基準という内容でございますが、まず1点目なんです、大震災による被害を受けたことにより主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を持った世帯については全部。それから2点目、これにつきましては、先ほどの全部の関係につきましては、6月定例会の議案第32号で第4条第1項に規定を盛り込ませております。

それから、次の点が大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明となった世帯、これも全部ということで、これも同じように第4条第1項に規定をさせていただいております。

それから、今回ご提案申し上げました条例の関係でございますが、大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次の1から3ま

でのすべてに該当する世帯ということで、まず1点目が事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること、二つ目が前年の地方税、先ほど申し上げた314条の関係でございますけれども、総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険施行令の関係の所得と区別して計算される所得の金額の合計額が1,000万円以下であること、3点目が減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることとなっております。それで、前年の合計所得金額に係る減免の割合、それが300万円以下であるときは全部、400万円以下であるとき10分の8といった内容で、同じ内容になってございます。

それから、事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず対象保険税額の全部を免除すると。

それから、これはただいま申しあげた今回の改正の参考の分です。

それから、大震災による主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯ということで、これが損害程度の割合、全壊・半壊・大規模半壊で、全壊については全部、それから半壊・大規模半壊については2分の1、これにつきましては第4条第2項の方に盛り込ませてございます。

それから、大震災による被害を受けたことにより主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯については、当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額と行方不明者以外の被保険者について算定した保険税額との差額ということになって、これは第4条の第4項に折り込みをいたしております。

それで、支援の関係というか内容的には、23年3月11日から24年2月29日までの間に納期限がある保険税の減免を行った場合に、その10分の8に相当する額を国民健康保険災害臨時特例補助金の交付対象とする。残りの10分の2に相当する額を特別調整交付金の交付対象とする予定であると。それから、24年3月1日から3月31日までの分については、10分の10に相当する額を特別調整交付金の交付対象とするという内容で通知が届いております。

以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する亙理町町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する亙理町町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第62号 スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第62号 スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 議案第62号 スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法について、国、地方公共団体が国民の自発的なスポーツ活動に協力しつつ、スポーツ条件の整備に努めるとされておりましたが、近年スポーツは国民に広く浸透し、多様化、高度化するなどスポーツ環境はそのころとは大きく変化している状況でございます。そういう環境でございますので、今回スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達や活力ある社会の実現を目指すとして、今年6月に議員立法によりスポーツ基本法が制定されました。それに伴い、全面的に改正されております。そのスポーツ基本法の趣旨を反映させるため、関係する8条例の条文を改正するもので、どの部分が改正されたかは新旧対照表6ページから9ページを参照願いたいと思います。

それでは、改正の説明をさせていただきます。

議会定例会議案の4ページをごらんいただきます。

第1条 亘理町スポーツ振興審議会条例の一部改正。

亘理町スポーツ振興審議会条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改正する。

亘理町スポーツ推進審議会条例。

第1条中「スポーツ振興法第18条第2項及び第5項」を「スポーツ基本法第31条」に、「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

第2条中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

第3条中「スポーツ振興法第4条第4項及び第23条に規定するもののほか、」を「次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について」に改め、「て、スポーツ振興に関する次に掲げる事項について」を削り、第8条を第10条とし、第1号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 法第10条第1項に規定する亘理町スポーツ推進計画に関すること。

(2) 法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。

第4条に次の1項を加える。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者、スポーツ団体の代表者及び公募に応じた町民等の中から、教育委員会が任命する。

第2条 亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第3条 亘理町スポーツ振興基金条例の一部改正。

亘理町スポーツ振興基金条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亘理町スポーツ推進基金条例。

第1条中「振興」を「推進」に、「亘理町スポーツ振興基金条例」を「亘理町ス

ポーツ推進基金条例」に改める。

第4条中「振興」を「推進」に改める。

第4条 亶理町町民体育館条例の一部改正。

亶理町町民体育館条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「振興」を「推進」に改める。

第5条 亶理町運動場条例の一部改正。

亶理町運動場条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「振興」を「推進」に改める。

第6条 亶理町武道館条例の一部改正。

亶理町武道館条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「振興」を「推進」に改める。

第4条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第7条 亶理町B&G海洋センター条例の一部改正。

亶理町B&G海洋センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「振興」を「推進」に改める。

第8条 亶理町荒浜漁港フィッシャリーナ条例の一部改正。

亶理町荒浜漁港フィッシャリーナ条例の一部を次のように改正する。

第1条中「振興」を「推進」に改める。

附則でございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行すると。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に改正前のスポーツ振興法で任命されております亶理町スポーツ振興審議会委員については、この条例の施行日からそのまま新たな審議委員の委員として任命をされたこととしております。また、スポーツ振興審議会条例第6条第2項の規定により、互選された会長及び副会長につきましても、新しい審議会ですのまま継続するというものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議願います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけです。

このスポーツ基本法には、スポーツは国民の基本的な権利ということが盛り込まれているかどうかですね。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 盛り込まれております。

議長（安細隆之君） そのほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 具体的実現を図るために文言の整理というふうなことでございます。

公布の日から施行ということになっておりますが、どのように振興から推進を図っていく予定なのか、その辺の考えがありましたら伺いたいというふうに思います。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 今後、スポーツ基本計画を新たに策定し、それに基づいて進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号 スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例件は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 6 3 号 公の施設における指定管理者の指定について
から

日程第 1 1 議案第 6 8 号 公の施設における指定管理者の指定について
まで

（以上 6 件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第 6、議案第63号 公の施設における指定管理者の指定につい

てから日程第11、議案第68号 公の施設における指定管理者の指定についてまでの以上6件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） なお、当局から指定管理者選定委員会の経過についての補足説明の申し出がありました。これを許可いたします。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、ご審議いただく前に、私の方から今回の指定管理者選定委員会の審議経過等についてご説明申し上げます。

指定管理者の募集方法につきましては、条例に定めておりますが、公募を基本としながら施設の機能や性質等を考慮いたしまして、非公募とすることができるというふうな規定になってございます。その判断のために、民間の企業経営者等を含めました8名で構成します指定管理者選定委員会からの答申を受け、決定することとなっております。今回、その答申を受けましてご提案申し上げます案件すべてにつきまして、非公募によりこれまでの指定管理者を候補者として単独指名したものとなっております。

その理由でございますが、ほのぼの園、ゆうゆう作業所につきましては、通所者の精神的な負荷を考慮しまして、職員等がすべて変わるなどの環境の変化を最小限に抑えたいというふうなことと、それから逢隈駅東自転車等駐車場並びに亙理駅西自転車等駐車場などにつきましては、これまでの管理実績にかんがみまして委員会において審議していただいた結果、良好に運営されているなどのことから非公募としたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 初めに、議案第63号及び議案第64号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第63号についてご説明申し上げます。

7ページの方をお開き願います。

公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1、公の施設の名称 亙理町ゆうゆう作業所

2、指定管理者となる団体 亶理町字旧館60番地7
社会福祉法人 亶理町社会福祉協議会

3、指定の期間 平成24年4月1日から
平成27年3月31日までの3年間であります。

次に、8ページのほうをごらん願います。

議案第64号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1、公の施設の名称 亶理町ほのぼの園
2、指定管理者となる団体 亶理町字旧館60番地7
社会福祉法人 亶理町社会福祉協議会
3、指定の期間 平成24年4月1日から
平成27年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） 次に、議案第65号から議案第68号について説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） それでは、議案第65号からご説明を申し上げます。

9ページをお開き願います。

公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1、公の施設の名称 逢隈駅東自転車等駐車場
2、指定管理者となる団体 亶理町逢隈字郡11番地1
下郡区
3、指定の期間 平成24年4月1日から
平成27年3月31日までであります。

次に、10ページになります。

議案第66号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1、公の施設の名称 亶理駅西自転車等駐車場
- 2、指定管理者となる団体 亶理町字旧館61番地22
社団法人 亶理町シルバー人材センター
- 3、指定の期間 平成24年4月1日から
平成27年3月31日までであります。

次に、11ページの議案第67号についてご説明いたします。

公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1、公の施設の名称 亶理駅東自転車等駐車場
- 2、指定管理者となる団体 亶理町字旧館61番地22
社団法人 亶理町シルバー人材センター
- 3、指定の期間 平成24年4月1日から
平成27年3月31日までであります。

次に、12ページの議案第68号についてご説明いたします。

公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1、公の施設の名称 亶理駅東駐車場
- 2、指定管理者となる団体 亶理町字旧館61番地22
社団法人 亶理町シルバー人材センター
- 3、指定の期間 平成24年4月1日から
平成27年3月31日までであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） 以上で、当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第63号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 町長の議案提案説明によりますと、実績を踏まえて引き続き社会福祉協議会に指定管理するというふうになっておりますので、21年度と22年度の利用実績はどうなっているか説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） ゆうゆう作業所の21年度と22年度の関係でございますが、開設日数ということで、21年度が238日、それから22年度が227日。

それで、利用者の関係でございますが、21年度につきましては、一応登録者は19名。実際は登録していますが、利用に来ない方も中にはいらっしゃいます。それから、22年度で登録者数が17名。

それで、実質作業所にお越しになって利用していただいた方々の数が21年度で、延べ人数になりますが2,990名。それから、22年度は2,662名。

それで、1日平均の利用者数を換算しますと21年度で12.6人、22年度で11.7人といたした実績でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質

疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） これも町長説明では、実績を踏まえて引き続き下郡区に指定管理を委託するとなっております。それでお伺いしますけれども、1日当たりの利用台数、自転車とバイクに区別して、それぞれ21年度、22年度はどうなっているか説明してください。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 21年度の管理日数が293日でございます。自転車の1日平均の利用台数が301台、それからバイクが11台でございます。

それから、22年度の管理日数ですが293日、自転車の1日平均の利用台数が286台、バイクが11台となっております。

以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第66号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 駐車場なんですけれども、今回JRが互理駅で止まっていると。そして、浜吉田駅の方々も互理駅の駐車場を利用するような形になってきているということも考えると、今の駐車場の台数のスペースで今後間に合うか、間に合わないかと。そのような検討もされたのか、ひとつお願いします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 車の駐車場の件なんですけれども、収容台数が90台あります。先月の11月末時点の1日当たりの利用が、45台となっています。まだ半分が空いている状況というようなことで、現在考えられるのはこのまま、当分の間、間に合うのではないかと考えております。

議長（安細隆之君） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第12 議案第69号 平成23年度互理町一般会計補正予算（第5号）

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第69号 平成23年度互理町一般会計補正予算の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第69号 平成23年度互理町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

平成23年度互理町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182億6,588万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ405億7,069万5,000円とする。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、20ページ、21ページをお開きください。

20ページの歳出でございますが、初めに全体的なことを申し上げますが、職員の人件費についてですが、今回の人事院勧告による引き下げ、それから退職者等によります職員の新陳代謝による減、それから人事異動によります各課の増減がありますが、全体といたしましては2,013万5,000円の減額となっております。そのほか、需用費等につきましても増減がありますが、これにつきましても事業の精査等によりましての増減が主な理由というふうなことで、説明につきましても省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、初めに、1款議会費1項1目議会費270万9,000円の増額でございますが、これにつきましては右側でございます18節備品購入費といたしまして、議場用の赤外線マイクシステム導入経費の増額が主なものになってございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,215万6,000円の増額補正ですが、19節の負担金といたしまして、他の自治体から派遣していただいております職員分の人件費を自治法派遣職員負担金として2,594万4,000円を増額補正するものと、その下段の方にありますが、委託料ですが、東日本大震災互理町合同追悼式を平成24年3月11日に開催するための委託料として238万5,000円を増額するものが主なものでございます。

それでは、次のページ、22ページをお開きいただきたいと思います。

2目文書広報費1,372万7,000円の増額補正ですが、右側7節の賃金471万6,000円につきましては、臨時災害放送局FMあおぞらを緊急雇用創出事業を活用し、来年の1月から運営をすることから臨時職員賃金として増額するもの、及び13節の委託料558万8,000円につきましては、支援物資やご寄附をいただいた方々にお礼といたしまして、亘理町震災写真集を造成するための増額補正でございます。

3目財産管理費285万円の増額補正ですが、14節使用料及び賃借料35万円につきましては仮設の倉庫のリース、及び15節の工事請負費250万円につきましては仮設庁舎への電話線の接続外の工事費が主なものでございます。

その下の方になりますが、10目諸費118万7,000円の増額補正でございますが、これにつきましては荒浜支所の1階窓ガラスの修繕料でございます。

12款基金管理費809万6,000円の増額補正につきましては、東日本大震災復興資金としてご寄附をいただきました寄附金を震災復興基金に全額積み立てるものでございます。なお、今回積み立てますと、累計で1億4,468万5,000円となります。

それでは、次のページ、24ページをお願いいたします。

13目事務改善費300万円の増額補正でございますが、これにつきましては本庁舎内に残ってございました電算機器等の移設費用の300万円が主なものでございます。

14目諸費1,730万7,000円の減額でございますが、右側でございます、まず工事請負費でございますが、これにつきましては新たな通学路等におきます防犯灯の設置工事費283万5,000円でございます。

また、その下になりますが、委託料として2,069万円の減額でございますが、これにつきましては町民乗合自動車につきまして、震災後、通常運行ができなかったことによります委託料の減額、並びに利用者ニーズ把握調査の委託料として585万5,000円を増額補正したものでございます。

次のページになりますが、26ページ左下、一番下になりますが、3款民生費1項社会福祉費で、内容につきましては次のページをお開きいただきたいと思います。28ページの下の方になりますが、3目の老人福祉費6,261万5,000円の減額でございます。これにつきましては、右側のちょうど下の方でございますけれども、19の地域支え合い体制づくり事業というようなことで、6,005万円の減額補正になっておりますが、これにつきましては事業費の一部を除きまして国の3次補正予算で示されました東日本大震災復興交付金事業に該当することになったことから、6款の農

林水産業費の被災地域農業復興総合支援事業に組み合えたため、減額補正するものでございます。

それでは、次のページ、30ページになります。

7目障害者福祉費1,337万8,000円の増額補正でございますが、これにつきましては右側の13節委託料でございますけれども、これにつきましてはゆうゆう作業所の運営費に不足が生じることから530万円の増額補正するものでございます。

次に、その下の20節扶助費でございますが、津波によりまして用具が流出あるいは使用不能になったことから、それらの給付事業の増、及び各種サービス事業の精査によります増減でございます。

続きまして、2項児童福祉費1目児童福祉総務費263万円の増額補正でございますが、これにつきましては13節の委託料でございますが、新たに1カ所低年齢児の家庭的保育事業を実施する箇所が増えたことによります増額でございます。

それでは、次のページ、32ページになります。

中段でございますが、3項災害救助費1目災害救助費2億2,669万円の増額補正でございますが、これにつきましては15節の工事費といたしまして、仮設住宅のエアコン設置工事570台分の8,379万円の増額と、その下にございます21節の貸付金災害援護資金に不足が見込まれることから、1億4,090万円を増額補正するものでございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費、次のページになりますが、2目予備費3,105万7,000円の増額補正でございます。この内容につきましては、委託料でございますが、新たに15歳以下のインフルエンザワクチンの接種の追加、並びに現在行っております子宮頸がんワクチン等の接種者の増加等によりましての増額補正となっております。

続きまして、下になりますが、2項清掃費3目のし尿処理費6,433万8,000円の増額補正でございますが、右側の一番下でございますが、亘理名取共立衛生処理組合で所有しております浄化センターが被災し使用できなくなったために、他の施設に処理を委託したことに伴います亘理町分の負担金6,433万8,000円を増額補正しております。

それから、次のページになります。

中段になりますが、6款農業水産業費1項農業費、内容につきましては次のペー

ジになりますが、38ページになります。

4目の農業振興費10億7,066万7,000円の増額補正でございますが、右側中段でございます19節の負担金及び交付金の中の補助金といたしまして、被災地域農業集積支援交付事業補助金としまして300万円、同じくJAの南原低温倉庫等の改修費用の補助として行います農業用施設災害復旧事業補助金として3,937万1,000円の増額でございます。

また、同じくその下の方でございますけれども、19の東日本大震災農業生産対策事業7億6,389万4,000円の増額でございますが、これにつきましてはイチゴの大型ハウスの補修費あるいは農業用の機械や資材購入費に対する助成でございます。

一番下になりますけれども、20の被災地域農業復興総合支援事業費2億6,062万5,000円の増額補正でございますが、これは先ほど3款でご説明申し上げました地域支え合い体制づくり事業の組みかえ、及び新たな事業対象を加えたもので、増額補正するものでございます。

次に、40ページになります。

一番下になりますが、3項水産業費1目水産業振興費270万円の増額補正でございますが、これにつきましては補助金といたしまして荒浜の魚市場の方の復旧に対します支援事業として補助金を交付するものでございます。

次に、42ページになりますが、7款商工費1項商工費2目商工振興費324万4,000円の増額補正でございますが、これにつきましては15節工事請負費におきまして仮設テントのエアコンの整備費用277万3,000円が主な内容でございます。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費9,760万円の増額補正でございますが、これにつきましては道路の災害復旧工事に合わせまして、鹿島神宮寺線、袖ヶ沢若宮線の側溝をあわせて改良する工事となっております。

次のページの45ページ、右側になりますけれども、同じく10活力創出基盤整備事業費といたしまして7,300万円の増額になっておりますが、これにつきましては沼添一里原線及び亘理浜吉田線の現在行っている事業につきまして、追加事業費が認められたというふうなことでの増額になっております。

次に、下の方になりますが、5項住宅費2目住宅建設費25億1,131万6,000円の増額補正でございますが、これにつきましては災害公営住宅の整備事業費として増額されるものでございます。

一番下になりますが、9款消防費、次のページお聞きいただきたいと思います
が、46ページでございます。

1項消防費 1 目常備消防費1,097万円の増額補正でございますが、負担金でござ
います。これにつきましては、行政事務組合の職員3人の再任用というふうなこと
で、9月まで勤めていただいたというふうなことで、その分の人件費の負担金でござ
います。

次に、2目非常備消防費3,069万円の増額補正でございますが、右側19節にござ
いいますが、負担金といたしまして、これは殉職消防団員に対します賞じゅつ金とい
たしましての負担金3,000万円でございます。

3目消防施設費2,500万円の増額でございますが、これは水防倉庫の建てかえの
工事費2,500万円でございます。

5目防災費144万1,000円の増額でございますが、備品購入費として計上してござ
いいますが、これにつきましては年次計画で防災用のハロゲンライト、発電機等を各
地区の方に配っておりますが、今回これの対象となる9地区の方に配る内容となっ
ております。

10款教育費、内容につきましては次のページになりますが、48ページになりま
す。

2項小学校費 1 目学校管理費3,624万9,000円の増額補正でございますが、主なも
のにつきましては15節の工事請負費といたしまして、長瀨小学校の仮設教室の設置
工事費というようなことで、プレハブの教室2教室分1棟の建設費用となっております。

次に、50ページになりますが、4項社会教育費 3 目の文化財保護費262万7,000円
の増額補正でございますが、右側でございます文化財発掘経費でございますが、臥
牛城跡地の宅地造成に伴います発掘調査として262万7,000円の増額となつてござ
います。

次に、2ページ飛んでいただきまして54ページになりますが、11款災害復旧費 1
項 1 目農林水産施設災害復旧費946万4,000円の増額補正でございますが、これにつ
きましては台風15号に被災しました農道の復旧費500万円、及び林道等の林業施設
の復旧費として310万円増額補正しているものでございます。

続きまして、2項 1 目の公共土木施設災害復旧費 2 億1,600万円の増額でござい

ますが、これにつきましては災害復旧に伴います災害調査の委託料でございます。

3項文教施設災害復旧費1目保健体育施設災害復旧費1,534万2,000円の増額補正でございますが、これにつきましては佐藤記念体育館及び日就館の災害復旧に伴います設計業務として593万9,000円、同じくその復旧工事といたしまして940万3,000円を補正するものでございます。

次のページ、56ページになりますが、4項1目の災害廃棄物処理費139億381万8,000円の増額補正でございますが、右の13節委託料にございますが、がれきの2次処理分といたしまして宮城県への委託分の139億748万7,000円が主な内容となっております。

最後になりますが、12款公債費1項2目の利子768万6,000円の減額でございますが、これにつきましては起債の利率が確定したことに伴います減額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、10ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、9款1項1目の地方交付税47億3,182万6,000円の増額補正でございますが、これにつきましては災害復興特別交付税というものが新設されたもので、災害復旧費の起債対応分がこの交付税で見られるようになったというふうなことでの増額補正が主なものでございます。

12款使用料及び手数料1項1目の総務使用料1,197万9,000円の減額でございますが、これにつきましては町民乗合自動車の運行日数の減によりましての減額でございます。

次に、13款国庫支出金2項国庫補助金、1番下になります3目土木費国庫補助金19億2,363万7,000円の増額補正でございますが、主なものといたしましては災害公営住宅の整備事業費補助金として18億8,348万7,000円の補正でございます。

次に、12ページ上段になりますが、6目の災害復旧費国庫補助金121億7,241万6,000円でございますが、主なものといたしましては6節の災害廃棄物処理費補助金として121億6,348万7,000円を補正するものが主なものとなっております。

8目の農林水産業費国庫補助金1億2,551万2,000円の増額でございますが、被災地域農業復興総合支援事業交付金としての内容となっております。

9目総務費国庫補助金4億428万9,000円の増額でございますが、これについては町民乗合自動車の運営費といたしまして地域公共交通確保維持改善事業費補助金と

しての内容となっております。

同じく 2 節の方の企画費補助金として、災害公営住宅整備事業として 3 億 1,391 万 4,000 円、それから被災地域農業復興総合支援事業といたしまして 6,275 万 6,000 円を増額補正したものでございます。

14 款県支出金 1 項 1 目民生費県負担金 1 億 4,232 万 5,000 円の増額でございますが、これの主なものとしたしましては災害援護資金の負担金として 1 億 4,090 万円を補正するものとなっております。

2 項県補助金、一番下になります 2 目の民生費県補助金 5,818 万 1,000 円の減額補正でございますが、主な内容につきましては次ページになります、右側の 15 ページになりますが、2 節の老人福祉費補助金といたしまして、地域支え合い体制づくり事業補助金が事業の組みかえによりまして減額となったものでございます。

3 目衛生費県補助金 514 万 4,000 円の増額でございますが、これにつきましては予防接種事業に対する補助金でございます。

4 目農林水産業費県補助金 7 億 3,988 万 5,000 円の増額でございますが、主なものとしましては⑫、⑬の東日本大震災農業生産対策交付金と宮城県農業生産復旧対策事業補助金の増額が主なものとなっております。

9 目の労働費県補助金 1,330 万 6,000 円の増額でございますが、これにつきましては緊急雇用創出事業の交付金でございます。

10 目災害復旧費県補助金 4,312 万 1,000 円の増額でございますが、これの主なものとしたしましては、農業施設の災害復旧費補助金 3,937 万 1,000 円の増額が主なものとなっております。

3 項の委託金の下になります 5 目民生費委託金 8,379 万円の増額でございますが、これにつきましては災害救助費の委託金でございます。

16 款寄附金でございますが、合計で 922 万 6,000 円の一般の寄附をいただいておりますが、内訳といたしまして東日本大震災復興資金としまして 65 件 809 万 6,000 円、総務費資金、地域協働まちづくりとして 2 件 6 万円、総務費資金、町民乗合自動車運行経費として 1 万円、1 件でございます。児童福祉資金として 1 件 3 万円、農林水産業資金として 2 件 3 万円。これは、1 件 1 件になっておりますけれども、これは一括で 100 万円をいただいたもので内訳として分けてはございますが、教育費資金といたしまして、教育振興経費として 1 件 75 万円、同じく学校整備基金費として

1件25万円となっております、貴重な財源としていただいております。心から御礼を申し上げたいと思います。

19款諸収入4項1目雑入2,174万4,000円の増額でございますが、主なものとしては、ちょうど真ん中がございます8節の保健福祉雑入といたしまして1,261万5,000円。これにつきましては、インフルエンザの予防接種支援事業助成金というように、日本ユニセフ協会の方からの交付となる予定でございます。

20款町債1項町債1目総務債でございますけれども、600万円の増額補正でございますが、これにつきましては許可可能額が確定したことによります増額でございます。

次のページの2目農林水産業債270万円の減額、及び5目の消防債400万円の減額、7目の災害復旧事業債20億7,960万円の減額、これにつきましては、右側がございます2節の林業施設災害復旧事業債200万円の増でございますが、これを除きましてすべて震災復興特別交付税で措置されることになったことに伴います減額でございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 地方債の補正でございます。

追加といたしまして、林業施設災害復旧事業債、限度額200万円でございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、変更でございますが、臨時財政対策債につきましては補正前が5億8,000万円、補正後が5億8,600万円。農業基盤整備事業債が、2,610万円から補正後につきましては2,340万円。消防施設整備事業債につきましては、400万円が0円。農業施設災害復旧事業債、680万円が補正後につきましては320万円。公共土木設備災害復旧事業債から一番下の歳入欠かん債までにつきましては、補正後につきましてはすべて0円となっております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） まず31ページ、3款1項7目20節扶助費、それぞれのサービスの増減がありますけれども、具体的にそれぞれどうして増減になったのか、まず説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、扶助費の方の増減の内容についてご説明申し上げます。

まず、訪問入浴の関係でございますが、年度当初2名の利用者で行っていくという予定を組んでおりましたが、途中から1名に減ったためにその分で減額をするものでございます。

それから、次に居宅介護関係でございますが、利用者の増減はなかったんですが、利用形態が家事援助等、身体介護等とかあるんですが、それぞれの利用者に増減がございまして、それで単価等が変わるものですから、あわせてあと利用時間の方も減ったということで減額ということでございます。

それから、補装具につきましては、今回の震災によりまして義足とかいろいろ生活上体の方で必要な物、車いすとかも入るんですが、それらの品物等が流出とかあと傷んだりということで、それらの関係の給付の関係で大幅に増額となっております。

それから、次の児童デイにつきましては、昨年9月に新たに神宮寺の方に1施設利用できる施設ができたわけでございますが、その施設の利用の見込みよりも実際の利用が少ないということで減額するものでございます。

それから、共同生活介護関係でございますが、これにつきましては震災直後から4名ほど増えまして、その関係での増加ということでございます。

それから、就労継続支援事業につきましては、これはゆうゆう作業所も入るんですが、あとその他の施設でも利用しているんですが、その関係の利用者も今回の震災の関係で減ったということで減額ということでございます。

それから、同行援護につきましては、今回条例の改正の中で出てきた内容でございますが、一応うちの方として、亘理町としては1月から利用がもしかすると見込めると。というのは、内容的に県の方の認可を受けないとできないような事業のようございまして、町の方の社会福祉協議会の方で一応、今、その認可を受ける関係で相談をさせてもらっているところでございます。要は、内容的に遠くから来て、わざわざ乗せて行った場合に経費がかさむということで、その経費的な問題からやっぱり近くの事業者がやった方が効率的な事業と思われるので、その関係で1月から無料ということで見込んでおるところの新規でございます。

それから、日常生活用具につきましても補装具と同じように今回の震災関係でべ

ッドが流されたとか何とかいろいろございますので、その関係で増額となっております。

それから、コミュニケーション事業につきましては、手話通訳者の関係の利用なんですけど、今回の震災でいろいろと支援をいただきまして、常駐で当初はやっていただいたりしたんですけども、途中から町の方でお願いをして週1回来てもらって聴覚障害者の関係の支援を図りたいということで、今年度末までその体制をやりたいと。それから、あと健康診断のときに聴覚障害者も受診しやすいようにということで、その辺での配置も考えまして増額の措置をさせていただきました。

それから、障害者等の移動支援事業でございますが、これにつきましては同行援護、視覚の分だけでございますが、その辺に移行する部分ということもあると思われまますので、減額の措置をした次第でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 次に、45ページ、8款5項2目13節ですけれども、仮設住宅については、事実上プレハブ協会などに丸投げしたことが寒さ対策や暑さ対策が遅れたということが指摘されておりますけれども、いわゆる復興公営住宅について県に業務委託をした後、その後どういうふうになるんですか。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 今回、補正を上げさせていただいているこの中身につきましては、県の方に対して設計、そして工事について委託をしたいということで考えております。その工事につきましては、災害公営住宅の事業者選定については、いわゆる入札を行いながら行うというふうに話を伺っております。

以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点だけです。

39ページ、6款1項4目、ここで二つほどお伺いしますけれども、東日本大震災農業生産対策事業ですけれども、新たにJAみやぎ亘理で行う事業の中で亘理町にかかわる事業が幾つあるのか、その内容を説明してほしいというのが、まず第1点目。

その下に被災地農業復興総合支援事業ですけれども、町長の説明だと最初、初め

は、イチゴはパイプで計画したんですけれども、鉄骨になったと。なぜ変更になったのか、その理由を説明してください。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず1点目でございますが、亶理町の関係で新しくなった事業は何かという質問でございますが、今回新たに増えたのが4事業でございます。亶理町に関連するのが3事業でございます。一つは、イチゴ関係の長瀬浜の鉄骨ハウスということでイチゴの施設を造成する事業が入っております。また、生産資材の導入ということで、水稻関係の事業が一つ入っております。あと、もう一つが、イチゴの生産資材の導入ということで3事業が入っております。この中で、7億6,300万円という金がかかり、4事業だけではそんなにお金が上がったわけではございませんが、県の方からのかさ上げ25%のお金が3億8,670万円ほど入っているということを申し添えておきます。

次の第2点目でございますが、イチゴのファーム事業で最初はパイプハウスでやろうとしておりました。先ほど、財政課長の方からもご説明があったように、当初は事業的には50%の補助金しかございませんでした。あとは、地域支え合い事業ということで、厚生労働省の方の事業を使って、なるべく100%になるような形でこの事業を創設しようとして考えておりました。そのときは、資材関係をなるべく、鉄骨にするとかなり事業費がかさむという関係からパイプハウスで考えておりました。今回は、パイプよりも鉄骨の方が耐用年数、耐久年数がいいということで鉄骨に変えました。あと、将来の展望を見据えてパイプハウスから鉄骨ハウスに変えたといういきさつもあります。

以上でございます。

議長（安細隆之君） そのほかにもございせんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） じゃあ、4点ほど質問します。

ページ29の地域支え合い事業と39の今の農政の関連で、6,000万円ほど組みかえしておりますね、6,000万円。これは一番、当初、9月補正だったと思いますけれども、この地域支え合い体制づくり事業では1億3,000万円ほどの事業があって、その中の6,000万円をこの農政の方の事業に振りかえたと。そして、今回その農政の方の事業が復興交付金事業で認められるようになったという説明だったですね、財政課長の話では。そうしたら、この6,000万円の事業は復興交付金事業でやって

いただいて、当初からある1億3,000万円の地域支え合い体制づくり事業は1億3,000万円をそのまま地域支え合い体制づくり事業に使えば、もっと大きな事業ができるのではないかと。違うんですか、これは。そういうふうにはならないんですか。

一つ、それを後で答えもらいますけれども、あと31ページの就労支援事業の中のゆうゆう作業所の先ほど委託契約がありましたけれども、その中の内容で、ここを利用されている方々の就労形態、多分B型だと思いますけれども、この方々の1カ月の就労賃金はどのぐらいと把握しているかわかりませんが、私が内容を聞くと月2,000円、多くて3,000円。それでは、利用者に申しわけないというようなことで、ゆうゆう作業所の方の基金を取り崩して、上乘せして払っている、対応しているという話も聞きました。こういうところで、これを減額するという形になっているようだけれども、もうちょっといい方法というのは考えられないのかということです。

あとは、47ページの、これはちょっと確認ですけれども、消防団員の支出金3,000万円、これも6月か9月のときに聞いたんですけれども、亘理町の負担金は幾らですかと聞いたら、まだわかりませんというような話があったと思います。私の情報では、多分国、県、町で合わせると1人9,000万円だと、そのときに話したんです。それが、今回3,000万円という話が出てくるとトータルで、今度は今回お亡くなりになられた消防団員には9,000万円の賞状金が払われるのかという確認が一つです。

あとは、57ページ、がれきの処理。これは関連で申し上げますけれども、これは二次処理分のがれきの補正予算になっていますけれども、今がれきの処理の中で災害による建物の解体が町の中で行われている、亘理の町の中で。津波のこうむっていないところですね。その中の解体の基準、一部損壊なのか、半壊なのか。今、耳に聞こえてくるのは、何であそこを町の方で解体してやってんのやと、あんな大きな建物を、どこか壊れているのかと、そういう話が聞こえてくるんです。何を基準にして、この解体を無償でやっておられるのか、その辺の基準を皆さんにわかるように、町民の方々に示す必要があると思うんです。その辺について回答願います。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 最初の地域支え合い体制づくり事業の減額の話でございま

すが、先ほど議員さんの方から、1億3,000万円という提出あったんですけども、今この地域支え合い事業は、町の方には二つの事業が入っています。一つは、今の公共の仮設のところに立ち上げる事業と、私の方でこの地域支え合い体制づくり事業という、予算的には7,800万円ほどの予算を計上しておりました。その中の一番大きな要因が、29ページの第15節の工事費なんでございますが、4,000万円ほどあります。このプレハブハウスを建てて、医療とか、あと健康増進をするための施設として建てるための仮設というような形で考えていたんですけども、将来的にうちの方で、農業の方でこの仮設を建てれば、将来的に観光イチゴ園の施設としても使えるのではないかという観点から、今回組みかえをしております。

また、事業的には大変申しわけございませんでしたが、9月から3月までの6カ月間の事業ということで人件費、あとイベント、そういうものを計画したんですけども、今回3カ月間が経過して、その分落としたというような形でございますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 31ページの就労支援の関係でございますが、ゆうゆう作業所につきましては、議員さんが申されるとおりB型の就労支援の事業所となっております。それで、賃金の方につきましては、ちょっと具体的にはうちの方にはその金額までは来ていないところなんですけど、ただ毎月10日に支給しますよとかという内容では報告は来ています。それで、ゆうゆうだけではなくて、ほかのいろんな知的関係のそういった関係もあると思いますので、総合的に考えていく必要はあると思います。

それで、ゆうゆう作業所につきましては、指定管理ということでございますので、指定管理の中で払う分につきましては一応そういうふうな賃金の助成とかを含めないでの、あくまでも管理分と。それで、もしその助成について検討というか、支給するような方向でやるとすれば、別な予算措置でも対応ということで考えていきたいと思います。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 第3点目の47ページの非常備消防経費の中の負担分でございます

非常勤消防団員補償報償組合負担金の3,000万円の件でございますが、これにつきましては殉職消防団員に対する賞じゅつ金ということでございまして、今回の場合は、本町は宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合に加盟しております。県内では32市町村が加盟しておりまして、仙台市と石巻市と塩竈市が加盟していないという状況でございます。この中で、今回当組合の構成市町村の中で東日本大震災により消防団員が公務中に死亡された方が61名報告されております。今回の死亡された消防団員は、ほとんどが一身の危険を顧みることなく職務を遂行中に死亡しており、公務災害補償とは別に支給される賞じゅつ金の対象になるというのが組合の議会の中で決定されたそうでございます。そういうことから、この賞じゅつ金の規定に基づきまして、これはこの組合の中に賞じゅつ金条例というのがございまして、第3条の2に殉職者特別賞じゅつ金ということで定めがございまして、「組合長は、非常勤消防団員が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。」という規定に基づいて今回実施するというものでございまして、それぞれの非常勤の消防団員が亡くなっている市町村で、その団員の人数分を1人当たり3,000万円ずつ拠出するということが決まりまして、するわけでございます。

それで、質問の中でこれ以外にという話でございますが、当然、消防協会、そして全国の消防関係から同じような形で支給されるというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 57ページの災害廃棄物の処理の関係でございますが、地震によって被災された建物の解体でございますが、これは罹災証明書に半壊以上ということで、半壊以上の店舗は罹災証明書を添付させていただいて、それからこちらで判断、申し込みにより受け付けしております。

外から見て、多分大丈夫だと思われる方もいらっしゃるかと思うんですけども、これは税務課の方で証明した罹災証明書により受け付けしておりますので、ご了解願いたいと思います。

以上です。

議長（安細隆之君） 8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 1問目の産業課長の回答でいくと、この振りかえというものの、交付金事業に農政でやる事業が該当するのであれば、交付金事業で事業を立ち上げるということですね。だから、振りかえる必要はないのではないかと私は思うんです。地域支え合い事業で大きい金があるんだから、それはまともな支え合い事業として仮設とかそういうところに、住民にサービスするための事業でやって、わざわざその事業から6,000万円を振りかえる必要がなくなったと、交付金事業で認められるのであれば。そういう振り分けをきちっとする必要があると私は思う。事業化してしまっただけから7,080万円、それで振りかえをしてやるというような性質のものでは違うと、これは思います。あとどうなるかわかりませんが。

あと2番目の就労については、この方々は大変厳しい条件で、1カ月の就労を何時間するかわかりませんが、就労してもそれなりの成果は上がらないと。実際、手元に入ってくる金は、さっき言ったとおりの金だと思います。そうした場合、仕事がなくなれば、ただ行って遊んでいるようなものです。指導者も大変なことですよ。そこに、町で仕事をつくってあげるとか、そういうような中にちょっと入って、シルバー人材センターあたりにも町からの仕事が行っているようですけども、そういう仕事の一部もこの方々ができるようなものであれば出してあげて、賃金を幾らかでも増やして、働く喜びというのは必要なかなと思います。そういう配慮も私は必要ではないかということで、この減額するばかりではないと。そういう考えは、ゆうゆう作業しかり、ほのぼの園しかり、そういう作業所に目を向けてあげたいなと思っているところがあります。

消防団のことについては、各3,000万円ずつ9,000万円ということで、わかりました。

あと、がれきについてです。実態、どういうところを見て、課長が言っているかわかりませんが、あの辺、旧国道一体あたり見てもらうとわかるんです。これが本当に半壊なのかと、そういうのが町の中のうわさなんです、実際の話。ましてや、これは企業ではないですかと。全然、企業として企業の収益を上げていない、ない企業に対してもそのようなことをやっていいのかというのが、私の耳に聞こえてくる。それにどういうふうに答えるのかわかりませんが、町長さんが

答えるか、担当課長が答えるのかわからないけれども、そういう話が聞こえてきます。何であそこ、何もないんだけど固定資産税がかかるから壊すんだべやと、そういう話にもなっているんです。そういうものをちゃんと町民の方々にわかるように説明すべきだと私は思うんです、がれきの処理について。

それについて回答を願います。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず、この工事費4,000万円のプレハブでございますが、農地の中にこのプレハブを建てるようになります。厚生労働省の方になれば、それなりの建物だという言い方がされています。ですから、白地にしなくてはいけないのかなという考え方もあったんですけども、その辺で将来的に農業用施設として、地場産品の施設としていくなら、この施設を組みかえた方が早いのかなという考え方を持っていました。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 私たちは、要綱に基づいて申請を受け付けておりますので、罹災証明書を発行している税務課の方で回答していただければよろしいかと思えます。よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 就労支援の関係でございますが、ちょっと一言申し忘れましたが、今回の減額につきましては、机上に基づいての訓練給付費ということで、日数来なければ減額せざるを得ないと、支払えないということでの内容になっておりますが、先ほど言われました仕事の受注につきましては、指定管理者だけではなくてうちの方ももっと配慮しながら、より多くの仕事を受注できるように検討してまいりたいと思えます。

以上です。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） お答えをいたします。

私らの方は、罹災証明を担当してございます。それで、地震の方の被害、これの申請がありまして、現地の方に行って調査するわけでございます。その基準は、基礎、壁、屋根、これの点数制でございます。それで、半壊は20%、大規模半壊は

40%、全壊は50%、このようになっております。それで、実際に現地に行って、振り子を下げて、巻き尺を当てがって、このように数字でもって、しかも点数に変えてこのように全体的にこの三つの方向から検討して、この建物は半壊だ、大規模半壊だとこのように調査をしております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今、日下課長が言った20%、40%、50%、基礎と壁のいろいろ損壊の状況で、振り子下げてと言っていた話ですけれども、それはやっぱり町民がなかなか納得しない話で、何であそことこういう話が、今もう随分出ているんです。どういう状況で説明してくれるんだかわかりませんが、いずれ多分、ご当局の方にもそういう話とか問い合わせとか出てくると思います。納得させるのは、なかなか大変だと思いますよ。解体費からすれば、坪3万円とかそんなような話なので、1戸当たり大きいところでは何千万というところも出てくるんです。わかると思いますけれども。何千万円の解体費ですよ、あれ。それを公費でやってやる。これは大変問題だというような話になっているんです。それをよく踏まえて、奥の方だから、見えないからいつの間にかやってしまったとそういうところもあると、私は言っていたところを見てきたんです。大体、言われればわかるところなんですけれども、そういう状況というのはあってはならないところかなと私は思っております。そういうのをよく判断して、丸つけるところには丸、だめだと絶対首を振ってだめですと言うところには言う、そういうことをきちっと言ってもらわないと皆、町民の方々は何だよとこういう形になるんですね。その辺をまずきちんと整理していただきたいと思います。

ひとつ、あと就労支援のことについては、福祉課さん、いろいろな仕事の場を見つけてあげて、この方々にも日の光を当てていただくように頑張りたいと思います。

終わります。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はございませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 3点質問させていただきます。

一つは、31ページの児童福祉総務費の中で低年齢児対象の家庭保育事業委託料、保育ママの制度だと思いますけれども、これをもうちょっと詳しく示してほしいと

思います。

あともう1点、衛生費の予防費の中で、35ページです。子宮頸がんワクチンの事業に対して、接種率が高くなったということですが、当初の接種率は幾つにしていたのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

もう1点が、災害公営住宅、45ページです。下の方の公営財産購入費として8,400万円という金額が載っておりますけれども、この財産購入費について詳しくお知らせいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、まず1点目の低年齢児の関係でございますが、補正の中身としましては、8月から新たに先達前の方に「家庭保育なかよし」というところ、個人のおうちの中なんですけれども、そちらの方に2名ほど対象で入っておりますので、その関係での増が主でございます。

それから、この事業の内容でございますが、まず待機児童も多いということでの対応なんです、低年齢児の保育所に対し応急的に入所待機対策として実施するもので、対象が一応3歳未満ということになってございます。それで、保育する児童の人数につきましては、保育士が1人である場合については3人以下、それで保育補助者と合わせて2人以上で保育する場合は5人までオーケーということで、町内にはこのほかにもう1カ所「よちよち」というところが町内にございます。以上でございます。

それから、すみません、もう1点。子宮頸がんの関係でございますが、これにつきましては当初初めての、今年度からの事業でございましたので、ある程度ちょっと少なくとも見積もってございました。それで、これまでの実績を踏まえて今後の利用というか、接種の方を想定いたしまして、これまでの接種者、9月末までの状況でございますが、ヒブワクチンにつきましては660人、それから肺炎球菌の関係につきましてはこれも660人、人数というか回数ですね、接種した回数になります。それから、子宮頸がんの関係につきましては868人。

それで、今後の利用、合わせましてヒブワクチンにつきましては1,200人、それから肺炎球菌については1,110人、それから子宮頸がんについては1,661人を見込みまして、予算計上をさせていただいたところです。

ちなみに、当初の予定件数はヒブワクチンが980件、それから肺炎球菌について

は1,100件、それから子宮頸がんについては1,017件で想定をいたしたところでございます。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 災害公営住宅整備事業の公有財産購入費ということで8,400万円を計上させていただいておりますが、この内容につきましては、まず町といたしまして、最初に荒浜地区の方にこの災害公営住宅を建設するというところで考えておまして、その予定候補地のところが農地ということになっております。面積が1万2,000平米ということで、農地の単価1平米あたり7,000円という、いわゆる震災前の最大の金額という形で計上させていただいております。なお、この買取価格につきましては、今後ほかの震災の用地の買取等もありますので、これを最大としながらどういうふうな形にするかというものは、国の方とも協議をさせていただきながら決定をしていきたいというものでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 子育て関係の部分はわかりました。

この1平米7,000円、これはこれからのいろんな部分での大きな目安になると思うんですけども、これをこのようにきっちり8,400万円という数字を出されたことは、やっぱりいろんなところの調査をされてのこの金額なんですよね。これから、大きく上になるということはあるんですか。下になることもあるんですか。そこら辺、もうちょっと詳しくお聞かせください。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 今回、ここに上げております平米単価7,000円というのは、現在、震災前の土地の評価ということで最大の額にしております。したがって、今後はこれ以上に上がるということはないと思いますが、実際これまでも被災地域等の評価という部分においては下がっているという話もございまして、そういった中でこれを最大としながら国の方といろいろ状況等を調整させていただきながら決めていくということで、これよりも下がる見込みになるということもちょっと今のところは考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君）　じゃあ、ここには100戸の公営住宅が見込みとして、来年度中、24年度中には建てられるということなんでしょうか。

議長（安細隆之君）　震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君）　今回、この荒浜地区につきましては、100戸が入居できる共同住宅という形で考え方を整理しております。これにつきまして、今後設計業務、そしてあと土地の造成、そして建設という形になりますが、これから県の方とこういった予算が確定し次第、用地の交渉、そしてあと県に対する業務の委託という形になります。業務の委託につきましては、今の予定としては大体用地が確保できてからということになりますので、町といたしまして大体3月ぐらいまでには県との協定書を締結していきたいというふうに考えています。

また、その中でこれから1月、2月、3月というこの時期の中で、建設のいろんな諸条件、例えば居住スペースだけをつくるのか、あるいは高齢者施設とか商業施設などを併設するのとか、あるいはそういった部分も含めて条件を町の方で検討させていただきながら、県の方に協議を図っていくということになります。

そういった中で、建設までの流れとしては設計業務に関しては大体6カ月ぐらい、それからあと設計完了後、建築工事等を行うのに1年ぐらいということで、3月から始まったとしてそれから大体18カ月ぐらいが一つの目安ということで、県の方からは一応説明を受けているところでございます。

以上です。

議長（安細隆之君）　ほかに質疑はございませんか。15番島田金一議員。

15番（島田金一君）　44ページ、45ページ、今の佐藤アヤさんの災害公営住宅関係なんですけど、その位置は候補地として前々から伺っていましたが、これは十分な、今から荒浜地区のまちづくりを描いた段階で、ここが適当だろうというふうな結果になったのか。

あと二つ目は、今、独立一戸建て住宅、今県とも協議をしながらということですが、RC、コンクリート4階建て、5階建てではなくて、一部そういうふうな払い下げを目的とした復興住宅という一戸建て住宅という考えはあるのか。

あともう一つは、住宅の密集地としての今からの都市計画の中に、あそこのブロックをどう考えているか。

3点、よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 町といたしましては、今回の震災復興に当たりまして、荒浜の地区については現地復興という方向で当初から考え方を示してきておりました。その中で、今回町が設定をさせていただきました移転を促進する地域内にお住まいの方についての、いわゆる移転先というのをナカノガコイ、ホシガコイのその農地を活用して、宅地を造成していきたいという考え方で、その一体を荒浜地区内としての集約化と申しますか、コンパクトな形でまとめたいと。そういった中で、その近場という形で今回の災害公営住宅も極端に離れた場所でなく、地域のコミュニティというものを維持しながらつくっていくために、そういった場所の選定をさせていただいているということです。

また、戸建て住宅については、この災害公営住宅の制度の中では認められているところでございます。ただ、現時点として町といたしましては、共同住宅型の提案をさせていただいておりますが、今後この災害公営住宅に入居希望する方につきまして、個別にまた何度か聞き取り調査をしていくということになるかと思っております。その際に、諸条件等をこちらの方で提示をさせていただきながら、戸建てという部分についてご要望があれば、その辺も検討を今後させていただきたいというふうに考えております。

あわせて、先ほどの都市計画の話は最初の話とまとめさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） 戸建て住宅も考慮に入れているということですが、ぜひ払い下げを目的とした戸建て住宅、いろいろな前に震災を受けたところでいろいろなモデルがあります。そのモデルを活用しながら、県と協議しながら、やっぱりあその場所が、一番最初にそういう復興公営住宅というふうなポジションになるというふうな目的を描いて推進してもらいたいと思っておりますが、その点もう一度ご回答をお願いします。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） やっぱりこのたびの震災で自宅を失われた方という部分については、やはり町といたしましても早急に住環境の整備をしていきたいと。その第一歩目としては、今回の荒浜地区につくる災害公営住宅というのが、やっぱり

一縷の光ということになるかと思えます。これをまず第一歩としながら、ほかにもさまざまな事業を進めることによって、復興を一步でも早く進めていきたいというふうに考えています。

議長（安細隆之君） そのほかに。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 19ページの町債の関係、7節でしました歳入欠かん債と出ていますけれども、この辺、ちょっと私の理解するところでは、町の、自治体の歳出は町債外の収入でやるんだというふうな理解をしておったんですが、この辺説明をお願いします。6億6,000万円。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） この歳入欠かん債につきましては、歳入の不足する分について認められた起債でございますが、今回3次補正の中で、これにつきましてもすべて震災復興特別交付税の方で全額見られるというふうになったことからの減額でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） そのほかにございせんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 17ページの寄附金でございます。

10月の上旬に豊島区のライオンズクラブから200万円、貴重な浄財をいただいたわけでございます。私もそこに立ち会ったわけでございますが、その際に教育振興へというふうなことで浄財いただいたと思うんですけれども、この中にはどこに入るんでしょうか。まず一つ。

あと二つ目ですけれども、25ページ、防犯灯工事請負費、14諸費の工事請負費、この内容は防犯灯設置予定ということでございます。被災地の復興再生は明かりが必要というふうに思うわけでございます。この辺あたりの考え、お聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず、寄附金でございますけれども、その指定されたものにつきましては、当然ながら、ご存じのとおりその指定された課目の方に入ります。ただ、時期的なもので、今回の分に繰り込まれていない部分もございます。というふうなことでご理解いただきたい。

あと、このちょっと65件の明細、持って来ていないもんですから、ただ教育資金だとすれば別個に出ると思いますので、（「まだ入っていないということですね」の声あり）だと思います。すみません。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 25ページの総務経費の中の工事請負費で、283万5,000円の増額補正の内容については、企画財政課長がご説明したとおり、荒浜地区と吉田東部地区関係で、中学生の方が通学をする際の、今回かなり通学路が防犯灯のない道路を通学せざるを得ないということがございまして、緊急に町の方では設置する必要性があるということで、今回81基を設置させていただいた。その中には、荒浜地区については、やはり漁港の再開を既にしておりまして、漁港に関しましては今、日が暮れるのが早いものですから、どうしても朝の4時前後には漁港の方に船が着いている船着き場に行くということで、真っ暗な中で市場の前も電気がつかない状況では、やはり漁業をやっている方々も本当に、かなり厳しい心痛の思いがあるのではないかとこともございまして、地域の要望もあつたものですから、その部分も加えさせていただいたということでございます。

今後の、明かりのこの防犯灯の考え方については、県のみやぎ環境税に関する補助事業の採択を受けておりまして、400万円の新たな防犯灯の設置工事も今後加えていくということと、やはり被災地に戻っている方々で防犯灯が切れているとか不足するとかということがあれば、随時受け付けをさせていただいて、できるだけ対応していきたいということで、今考えております。そういう中で対応していきたいなというふうに考えています。

以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第69号 平成23年度互理町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食休憩のため暫時休憩いたします。

再開は1時といたします。休憩。

午後12時03分 休憩

午後12時58分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程13に入る前に、企画財政課長より亶理町一般会計補正予算（第5号）について訂正と補足説明があるということで、発言の許可を許します。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 大変申しわけありません。午前中に説明申し上げました7款の商工費のうち、仮設テントの周辺整備工事、ページについては43ページになります。工事請負費の仮設テント周辺整備工事で、説明でエアコンの設備と申し上げましたが、当初はそのような計画だったんですが、変更になりまして、あくまでも周辺というようなことで外灯とかそういったものの整備に充てるというふうなことでなっておりますので、大変申しわけありませんがご訂正方お願いしたいと思います。

それから、もう1点でございますが、質問でいただきました買収用地費の取得の件でございますけれども、単価を7,000円というようなことで申し上げましたが、これにつきましては周辺の宅地の買収もあり得るというふうなことで、そちらも含めた平均の単価というふうなことでご理解をいただきたいと思っております。

大変申しわけありませんでした。よろしく申し上げます。

日程第13 議案第70号 平成23年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） それでは、日程第13、議案第70号 平成23年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第70号 平成23年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

平成23年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,003万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,431万円とする。

それでは、歳出の方からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の関係につきましては、今回の給料分の改定に伴いましての給料の減ということで、1名対象となっております。金額につきましては、5,000円の減でございます。

2項2目賦課徴収費につきましては、先ほどの国保の条例の関係でもお話ししましたが、22年度登記未到来分と23年度、それぞれ減税の方の減免とあるわけですが、その関係で22年度分の登記未到来分、おおむね処理件数が1,800件ぐらいになるんですが、ちょっと手処理では無理だということでちょっと遅れておりますが、回収しながら委託して早急に対応したいということで、印刷製本の帳票の関係の印刷と委託料、合わせて221万6,000円を補正するものでございます。

それから、2款保険給付費につきましては、療養の諸費でございますが、おおむね1目、2目、3目、4目ともに一部負担金の免除に伴う分の医療費の増分についての補正額となっております。ただ、2目の退職被保険者等の療養給付費につきましては、通常の7割分の負担も伸びているということで、こちらにつきましては4,110万7,000円のうち一部負担金の免除の見込まれる分が2,640万円、それから通常の7割分の関係が1,470万7,000円で、合わせて4,110万7,000円ということで訂正をするものです。それ以外の一般被保険者療養給付費、それから3目の一般被保険者療養費、それから4目の退職被保険者等療養費につきましては一部負担金の免除分の額でございます。

それから、次のページ、12ページ、13ページの方をお願いいたします。

こちらの方のまず、3款後期高齢者支援金等の関係でございますが、こちらにつ

きましては本年度分の交付金、後期高齢者支援金等の額が決定いたしましたので、当初予算と比較しまして不足14万1,000円が生じることから同額を補正するものでございます。

それから、4款後期高齢者納付金等1項1目前期高齢者納付金につきましても同じように本年度分の額が確定しまして、3万円ほど不足しますので、当初予算に比べて、それを補正するものでございます。

6款介護納付金1項1目介護納付金につきましても同様でございます。それで、こちらにつきましては減額の補正となります。

それから、11款諸支出金1項3目償還金につきましては、22年度分の一般被保険者等療養給付費負担金が確定いたしましたので、4,561万円を返還するために補正するものでございます。

それでは、歳入の方に説明を移しますので、8ページ、9ページの方をお願いいたします。

まず、国庫支出金につきましては、2項1目財政調整交付金、それから6目の国民健康保険災害臨時特例補助金につきましては、財政支援ということで財政調整交付金の一部負担金の10分の2、それからその下の災害臨時特例補助金につきましては10分の8ということで支援が受けられますので、それぞれの金額、先ほど申し上げました3款の保険給付費の関係、その分で算定をさせていただきますと、それぞれ5,398万5,000円と2億1,593万9,000円を補正するものでございます。

それから、4款療養給費の交付金でございますが、こちらにつきましては現年度分の、先ほど申し上げました通常分の7割の増額分につきましての給付費の交付金ということで、1,470万7,000円、算出の同額と同じように見込んで補正をするものでございます。

それから、9款繰入金につきましては、一般会計の繰入金でございますが、人件費の減に伴って減額するものでございます。

そして、2項1目財政調整基金繰入金につきましては、先ほど歳出の方の後期高齢者の関係の支援金等のところで返還、それから償還金の関係です。それから、納付金支援金等の補正額を総計しまして4,541万3,000円を調整基金から繰り入れると。それで、なお補正後の基金の残高につきましては、3億3,565万7,000円の見込みでございます。なお、これにつきましては、前に県からの繰り入れが1億8,000

万円ほどありますので、実質的には1億5,000万円といった状況になるものと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第70号 平成23年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 平成23年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第71号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（安細隆之君） 日程第14、議案第71号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第71号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,633万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,254万9,000円とする。

第2条、地方債の補正。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。なお、今回の補正につきましては、災害復旧のための工事請負費が主なものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款1項1目一般管理費でございますけれども、33万4,000円の増でございます。この関係につきましては、人件費等の調整のための増というふうなことでございます。

5款1項1目下水道施設災害復旧費でございますけれども、2億2,600万円の増でございます。右側の説明の15節工事請負費でございますけれども、全額2億2,600万円でございます。荒浜第3処理分区災害復旧工事が汚水の管渠の復旧等でございます。5,000万円、あと荒浜排水区災害復旧工事関係でございます。荒浜の雨水ポンプ場につながりますところの管渠関係等を、延長232.3メートル分の復旧工事関係で、1億7,600万円というふうなことでございます。合わせまして、2億2,600万円の増でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前ページ、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思ひます。

3款2項1目災害復旧費補助金でございますけれども、1億8,080万円の増でございます。この関係につきましては、国庫補助金でございます。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが、3,643万4,000円でございます。この関係につきましては、一般会計よりの繰り入れでございます。

7款1項3目災害復旧事業債、910万円の増でございます。この関係につきましては、復旧のための事業債でございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたしますので、4ページをお開きいただきたいと思ひます。

地方債補正、変更でございますけれども、災害復旧事業債を910万円追加し、限度額を5,000万円に増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議方よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 9ページです。

4款1項1目、これは一般会計から繰り入れることになっておりますけれども、その基準はどうなっているんですか。基準はあるはずなんです。その基準を説明してください。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 一般会計からの繰り出し、公共下水の方では繰り入れというふうなことになりますけれども、この関係につきましては総務省の方から通達がございます、通常の場合ですと総事業費に対しまして国庫補助負担というふうなことで、8割ございます。その残額、残りの2割分の60%分につきましては、通常分として見られます。その残り40%ございますけれども、災害復旧時につきましては、そのまた半分50%につきましては一般会計より上乗せして繰り入れできるというふうなことで、そのような国からの通達がございますので、この基準によりまして、今回3,643万4,000円というふうな繰入金というふうなことになります。

以上でございます。

議長（安細隆之君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第71号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第72号 平成23年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第72号 平成23年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第72号 平成23年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成23年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,228万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,169万2,000円とする。

それでは、歳出の方からご説明申し上げますので、10ページ、11ページの方をお開き願います。

歳出につきまして、1款1項1目一般管理費の関係でございますが、こちらにつきましては職員の人事異動等によりまして人件費が変わってきましたので、221万8,000円を減額補正するものでございます。ちなみに、4級の職員と2級の職員の異動でございました。

それから、2款保険給付費1項保険給付費の関係につきましては、9月の補正で保険料収入、それから一部負担金の免除分の費用につきまして補正をさせていただいております。その際、おおよその想定での額の想定をさせていただいたところなんですが、今回5カ月分の実績が出てきていましたので、それでその実績に基づきまして1年間分の予算を組み立ていたしまして、見込み額を求めまして、それぞれ減額、増額補正する内容となります。

1目居宅介護サービス給付費につきましては600万円の減、それから2目施設介護サービス給付費につきましては1,160万円の増ということでございます。なお、ちなみにこの増額につきましては、9月の補正した金額と比較してさらに、の金額ということになりますので。続きまして、2項介護予防給付費1目介護予防サービス給付費につきましても、同様に一部負担金の1年間の見通しを5カ月実績から求めまして積算したところでありまして、400万円の減ということでございます。

それから、6項1目特定入所者介護サービス給付費につきましても、こちらの内

容は一部負担金ではなくて食費、居住費分の減免分ということになるんですが、こちらも5カ月間の実績を踏まえましての積算で、3,290万円の増ということで補正をお願いしたいと思います。

それから、歳入の方でございますが、8ページ、9ページの方になりますが、まず保険料につきまして、これについても9月補正でおおよそ額ということで積算をいたしまして補正をしたところでありますが、さらにその後も件数等が増えまして、さらに210万円ほど減額をする必要が生じたということで、補正をするものでございます。

それから、3款2項4目介護保険国庫補助金につきましては、先ほどの一部負担金の免除分、それから居住費、食費等の関係の免除分、それから現年度の保険料の減免分、それらを合わせまして3,660万円を追加で補正するものでございます。

8款繰入金1項4目事務費繰入金につきましては、先ほどの人件費の異動分の減額分を減額するものでございます。金額は、221万8,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号 平成23年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 平成23年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第73号 平成23年度亘理町水道事業会計補正予算
（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第73号 平成23年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第73号 平成23年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

なお、今回の補正につきましては、災害復旧工事の歳入に係るものが主なものでございます。

第1条、平成23年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第1項営業外収入。既決予定額2,583万4,000円に1,177万6,000円を追加し、3,761万円とするものでございます。

支出。1款1項営業費用。既決予定額7億3,340万5,000円から205万円を減額し、7億3,135万5,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第1項企業債。既決予定額5,000万円に210万円を追加し、5,210万円とするものでございます。

第1款第3項他会計出資金。既決予定額1,288万7,000円に264万円を追加し、1,552万7,000円とするものでございます。

第1款6項国庫補助金。既決予定額0円でございますが、1,920万円を補正し、1,920万円にするものでございます。

支出。第1款第1項建設改良費。既決予定額2億1,912万8,000円から274万2,000円を減額し、2億1,638万6,000円とするものでございます。

第4条、予算第5条に定めた起債の目的及び限度額は、次のとおり補正する。

災害復旧事業。既決限度額0円ございましたが、620万円を追加し、620万円とするものでございます。

第4次拡張事業。既決限度額2,500万円から2,500万円を減額し、0円とするもの

でございます。

配水管整備事業。既決限度額2,500万円に2,500万円を追加し、5,000万円とするものでございます。

第5条、予算第9条に定めた他会計からの補助金の予定額は、次のとおり補正する。

次ページでございますが、災害復旧事業。既決予定額0円でございますけれども、753万3,000円を補正いたしまして、753万3,000円とするものでございます。

それでは、3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入でございます。1款2項3目他会計補助金の489万3,000円の追加補正につきましては、災害復旧事業に伴いますところの一般会計からの繰入金でございます。

5目国庫補助金288万3,000円の補正につきましては、災害復旧事業の国庫補助金でございます。

6目企業債の400万円の補正につきましては、災害復旧事業に伴いますところの企業債でございます。

収益的支出。1款1項1目原水及び浄水費の19万1,000円の減額、2目排水及び給水費の18万9,000円の追加補正、並びに4目総係費の204万8,000円の減額につきましては、人件費の調整等によるものでございます。

次に、5ページ、6ページをお開きいただきます。

資本的収入1款1項1目企業債210万円の追加補正につきましては、災害復旧事業に伴います企業債でございます。

1款3項1目他会計出資金の264万円の追加補正につきましては、災害復旧に伴います一般会計からの繰入金でございます。

1款6項1目国庫補助金の1,920万円の補正につきましては、災害復旧事業の国庫補助金でございます。

資本的支出1款1項2目拡張事業費の3万3,000円の減額、及び3目改良事業費の9,000円の減額につきましては、これも人件費の調整によるものでございます。

5目機械及び装置費の270万円の減額につきましては、メーターの出庫のための増、及び県の仙南仙塩広域水道事業による愛宕・吉田圧力計装置更新の工事の延期による減額で、相殺いたしまして減額となったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） まず、水道特別会計と同じなんですけれども、ここでも一般会計からの繰り入れがありますけれども、その基準を説明してください。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） この関係の繰り入れ基準でございますけれども、これも先ほどの公共下水道等の考え方と同じでございますして、国庫補助負担分が全体の10分の8でございます。その残りの、通常ですと10分の1がかさ上げというふうなことになってございまして、その通常分の改良分につきましては従来どおりでございますけれども、そのまた残りますけれども、その残った分の半額50%をかさ上げとして繰り入れできるというふうなことでございます。それで、その繰入額が算定されてございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 2ページでございますが、災害復旧事業が追加になったわけですね、753万3,000円。これの事業の内訳と1ページ、関連しているかどうか、第4条、災害復旧事業として起債の限度額620万円が追加になりました。先ほどの事業の内容と、これ、620万円はなぜしたのかをお伺いいたします。

以上です。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 753万3,000円の一般会計からの繰り入れの主な事業の内容でございますけれども、まず水管渠、川にかかっております水管渠2カ所ございます。鏡川、柴町から北側の部分とあと八幡、箱根田西、ございますけれども、その雨水管渠が2カ所ございます。また、配水管並びに漏水に伴いますところの各管の復旧、それら等を積み上げいたしまして753万3,000円というふうな繰り入れと申しますか、そのようになるわけでございます。

また、620万円の企業債の関係でございますけれども、この関係につきましては公営企業として自己資金分として充当いたしますところの負担金分につきまして、企業債収益的収入では400万円、あと資本的収入では210万円というふうなことでございますけれども、若干端数を積み上げいたしますと、端数処理の関係上ございま

して620万円というふうな限度額を設定させていただいております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号 平成23年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）の件
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 平成23年度亘理町水道
事業会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第74号 亘理町震災復興計画について

議長（安細隆之君） 日程第17、議案第74号 亘理町震災復興計画についての件を議題と
いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 本件に関し、大震災復興支援特別委員長の報告を求めます。委員
長、登壇。（「自席でいいよね」の声あり）はい、自席でお願いします。

〔大震災復興支援特別委員長 島田金一君 登壇〕

大震災復興支援特別委員長（島田金一君） 本委員会に付託された事件は、審査の結果、次
のとおり決定いたしましたので、会議規則第72条の規定により報告します。

なお、朗読をもって報告といたします。

記

付託案件、議案第74号 亘理町震災復興計画について。

審査の経過、第3回定例会の4日目に当委員会に付託されました亘理町震災復興
計画についてを審査するため、12月12日及び12月13日の2日間、委員会を開催いた

しました。審査に当たっては、副町長、教育長並びに担当課課長等に説明を求めました。

(1) 方針 当局から提出された亙理町震災復興計画（最終案）により、東日本大震災で被災した亙理町の復興、再生、発展に向けた計画が的確なものか審査いたしました。

(2) 経過 12月12日（月）議案第74号 亙理町震災復興計画について審査

第2章復興基本計画

1. 津波防災対策

2. 主要施策及び事業

(1) 「安全」と「安心」を確保するまちづくり

(2) 「暮らしやすさ」と「亙理らしさ」があふれるまちづくり

(3) 「なりわい」と「にぎわい」のまちづくり

3. 復興推進体制

12月13日（火）現地調査

審査結果、付託事件、議案第74号 亙理町震災復興計画については、慎重に審査を行った結果、原案可決と決しました。

なお、意見として放射線対策について、阿武隈川上流において高い放射線量を測定しており、本町の河口でも今後影響が考えられることから、対策を付記すべきものと意見がありましたことを報告いたします。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。質疑は先例に従い省略し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、質疑を省略し、討論、採決を行います。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案反対の方の発言を許します。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 私は、反対の立場から討論を行います。

その理由、将来の吉田東部地域のまちづくりにおいては、コンパクトな町を形成

する必要がありますと考えます。その中において、定住人口の確保や他町からの転入を促進するためには、学校や保育所が市街地から遠くなく、安全なところに立地していることが望ましいものであります。

また、このたびの大災害により、吉田東部地区の住居形態も大きく変容しました。そして、今後についても復興基本計画案では集団移転地域、災害公営住宅の予定地等により新たに市街地が形成される計画になっております。そして、将来の新市街地の住民または一本松、新町地区の住民は、いずれも常磐道の西側で生活します。これらの方々が、いざ災害が発生した場合、安心して2次避難することがない避難場所、児童も避難しなくてもよい位置となっていないこと。

次に、保育所の機能は、親が働いていて子供の保育ができないから預けるのが保育所であります。保育所の再建についても、この地域には保育にかける児童、幼児がいても数人でしょう。これでは、保育所の機能が果たせるとは思えません。

以上、2点について異議を唱えることから反対します。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 東日本大震災からの復旧、復興のためには、亘理町震災復興計画が一日も早く制定することが必要と考えます。よって、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

終わります。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第74号 亘理町震災復興計画についての件を採決いたします。採決は、起立により行います。

議案第74号について、委員長の報告は「原案可決」であります。本件は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立多数であります。よって、議案第74号 亘理町震災復興計画についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第75号 工事請負契約の締結について
及び

日程第19 議案第76号 工事請負契約の締結について
(以上2件一括議題)

議長（安細隆之君） 日程第18、議案第75号 工事請負契約の締結について及び日程第19、議案第76号の工事請負契約の締結についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第75号及び議案第76号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、初めに、議案第75号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工事名 平成23年度 23都災第2953号
荒浜雨水ポンプ場機械設備災害復旧工事
- 2 請負金額 3億2,970万円
- 3 契約の相手方 仙台市青葉区一番町4丁目6番1号
株式会社クボタ東北支社

なお、落札率につきましては、97.52%でございました。

次のページ、3ページをお願いいたします。資料になります。

- 1 入札年月日 平成23年12月2日
- 2 入札の方法 随意契約
- 3 業者名 株式会社クボタ東北支社
- 4 入札回数 1回
- 5 工事場所 亘理町荒浜字隈崎180
- 6 工事内容 ポンプ場機械設備復旧
3号ポンプ整備工 1式
5号ポンプ整備工 1式

6号ポンプ整備工	1式
3号ポンプ駆動エンジン設置工	1式
吐出管整備工	1式
場内配管整備工	1式

7 工期 平成23年12月15日から
平成24年3月31日までとなっております。

なお、右ページにつきましては、機械設備の平面図を添付しております。

次に、議案第76号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工事名 平成23年度 23都災第2953号
荒浜雨水ポンプ場電気設備災害復旧工事
- 2 請負金額 2億55万円
- 3 契約の相手方 仙台市青葉区一番町1丁目9番1号
メタウォーター株式会社東北営業部

なお、落札率につきましては、83.36%でございました。

次のページ、裏になります、6ページになります資料でございます。

- 1 入札年月日 平成23年12月2日
- 2 入札の方法 指名競争入札
- 3 業者名 メタウォーター株式会社東北営業部
富士古河E & C株式会社東北支店、2社でございました。
- 4 入札回数 1回
- 5 工事場所 亘理町荒浜字隈崎180
- 6 工事内容 ポンプ場電気設備復旧

電気受電盤	1面
高圧動力変圧器盤	1面
低圧電灯変圧器盤	1面
ポンプ設備補助継電器盤	1式
沈砂地・ポンプ補機補助継電器盤	1式
自家発電装置	1台

7 工期 平成23年12月15日から
平成24年3月31日までとなっております。

なお、右ページの方に平面図を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第75号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけ。

契約金額が3億2,970万円で決まっておるようなんですね。決まっているのにもかかわらず、指名競争入札で一般競争入札しないで、随意契約で1社だけを契約したのはなぜですか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 随意契約の理由の関係でございますけれども、この関係につきましても、まず緊急性を要するというふうなことでございます、1点目はですね。そのようなことから、随意契約というふうなことでさせていただきましたが、ポンプそのものが特殊なものでございまして、そのスクリー部分の解体整備等につきましても、そのメーカー保証というふうなものが後々ついて、必要なわけでございます。というふうなことを考慮いたしますと、製造メーカーである株式会社クボタ、こちらの工場でもって分解、整備をしなければ、メーカーの保証が得られないというふうなこと等もございまして、今回は株式会社クボタ1社の随意契約というふうなことにさせていただいております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はございませんか。15番島田議員。

15番（島田金一君） これのポンプのものもありますけれども、位置なんです、まだ阿武隈川の防波堤の形状が決まっていらないんですが、この位置までは来ないという判断でよろしいんでしょうか、防波堤の厚さというのは。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） その堤防のかさ上げによりましてのりずりというふうなお考えかと思うわけですが、その辺につきましては国の方と協議してございま

して、こちらまで、敷地までは入らないというふうなことでもって現在進めてございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第20 議案第77号 平成23年度互理町一般会計補正予算（第6号）

議長（安細隆之君） 日程第20、議案第77号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第77号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

平成23年度亶理町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。というようなことで、先ほどご可決賜りました公の施設におきます委託業務の限度額をそれぞれ定めるものでございます。

それでは、2ページお開きいただきたいと思えます。

第1表 債務負担行為補正、すべて追加でございます。

亶理町ほのぼの園管理運営業務委託料、限度額が9,855万円。亶理町ゆうゆう作業所管理運営業務委託料、限度額が2,890万円。逢隈駅東自転車等駐車場管理業務委託料847万5,000円。亶理駅東駐車場、亶理駅西・東自転車等駐車場管理業務委託料、限度額が2,539万2,000円。

期間につきましては、すべて平成24年度から平成26年度までの3年間となっております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第77号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第77号 平成23年度亶理町一般会計補正予

算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（安細隆之君） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会、並びに議会広報調査特別委員会の委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成23年12月第3回亘理町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時53分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 四宮規彦

署名議員 高野進